事業者質疑回答

No.	質問事項	回答
1	〇公募要項 1ページ21行目 (1)整備施設及び規模 ショートステイと小規模多機能型居宅介護は双方とも宿泊 可能であるため、利用者の重複が考えられるが、小規模多機 能型居宅介護の宿泊定員数の減は認められるか。	小規模多機能型居宅介護の宿泊は事業所に登録している方のみ可能であり、ショートステイと利用者が重複することはありません。 なお、定員の変更については認められません。
2	○公募要項 1ページ21行目 (1)整備施設及び規模 指定3事業に加えて他の事業の併設は可能か。また、許容 事業範囲の想定はあるか。	公募要項20ページ「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱(高齢)」第2条第2項に規定する併設施設等であれば、提案いただくことは可能です。 なお、併設施設等の提案が公募施設の規模等に影響を及ぼすことは認められません。
3	〇公募要項 1ページ23行目 ②小規模多機能型居宅介護 整備施設の「小規模多機能型居宅介護」は、訪問看護も含む「複合型サービス」として提案することは可能か。	「複合型サービス」として提案することはできません。
4	○公募要項 1ページ24行目 ③短期入所生活介護 公募要項において、短期入所生活介護の定員は20名とされているが、定員を増やすことは可能か。	短期入所生活介護の定員は20人としてください。
5	○公募要項 1ページ24行目 ③短期入所生活介護 現在、1ユニットは12名程度までユニットとして申請することが可能ですが、ユニット当たりのショートステイ定員は20名「以上」ではなく、20名「ちょうど」という理解でいいか。	
6	○公募要項 1ページ25行目 (2)その他本公募において、可能であれば他の介護事業を提案することは可能か。	公募要項20ページ「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱(高齢)」第2条第2項に規定する併設施設等であれば、提案いただくことは可能です。 なお、併設施設等の提案が公募施設の規模等に影響を及ぼすことは認められません。
7	○公募要項 2ページ42行目 敷地に存置されている電柱3本等について、移設が可能 か。	電柱3本等は、電力会社及びケーブルテレビ事業者が使用 しています。移設については別途調整が必要になります。
8	○公募要項 3ページ1行目 新宿消防団第12分団本部施設について、消火活動のため の格納庫か。	主に、消火活動のための格納庫です。 なお、震災等の災害時に消防団員の活動拠点になることも 想定されます。
9	○公募要項 3ページ5行目 (3)地中埋設物等 地中埋設物が新たに出た場合の除去責任はどちらにあるか。	公募要項3ページ5行目(3)のとおり、予定外の地中埋設物、土壌汚染等が判明した場合には、その取扱いについて協議を行うこととします。
10		保育園(仮園舎)建設に際しては、掘削深度の関係から、 埋蔵文化財の試掘は行っていません。今回の整備に際して は、試掘調査を借受者の負担で実施していただき(調査費用 は推定80万円程度)、その結果、遺跡が発掘され発掘調査 が必要となる場合は、借受者の負担で発掘していただきま す。調査費用は1㎡当たり3~5万円程度と推定され、敷地 面積分の調査が必要です。 なお、発掘調査に係る費用については、新宿区と借受者が 協議した上で、新宿区から一定額の補助が行われます。

No.	質問事項	回答
11	○公募要項 6ページ31行目 7施設整備に関する基本的 事項 認知症高齢者グループホームは他の施設と異なる別の入口 を設置する必要があるか。また、エレベーターは共有してよ いか。	認知症高齢者グループホームに限らず、建物への入口を他の施設と別にする必要はありません。また、共有スペースに設置されたエレベーターの共有は可能です。 なお、上記2点とも、借受申請書類の建物図面(配置図・平面図)を審査した上で、適切な内容か否かを判断します。
12	〇公募要項 6ページ31行目 7施設整備に関する基本的 事項 短期入所生活介護の厨房及び洗濯室は、施設全体の共用と してよいか。	短期入所生活介護(ショートステイ)の厨房及び洗濯室は、施設全体の共用としても構いません。ただし、借受申請書類の建物図面(配置図・平面図)を審査した上で、適切な内容か否かを判断します。
13	○公募要項 7ページ30行目 (7)その他② 地域住民が利用可能な会議スペースについて、目的及び仕様(広さ、付帯設備等)について教えてほしい。	地域住民が利用可能な会議スペースとは、地域で実施する 行事等のために提供可能なスペースであり、地域との関係を 重視した運営を行うために、認知症高齢者グループホーム等 に設置していただくものです。常時、地域住民のために提供 する必要はありませんが、施設で使用しない時間は提供して ください。 なお、仕様(広さ、付帯施設等)については、特に規定を 設けていませんので、各応募者の判断でお願いします。
14	〇公募要項 8ページ19行目 (7)地域住民への対応 近隣の方々とは、公募要項に記載している内容以外に、約束している項目はあるか。	「事業者説明会補足資料」に記載した内容を踏まえた事業 計画を作成してください。
15	○公募要項 8ページ19行目 (7)地域住民への対応 地域住民との日常的交流を図ることを目的として、飲食などができる地域食堂・カフェなどの収益事業を併設すること は可能か。	公募要項20ページ「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱(高齢)」第2条第2項に規定する併設施設等であれば、提案いただくことは可能ですが、地域食堂・カフェなどの収益事業を併設することはできません。なお、併設施設等の提案が公募施設の規模等に影響を及ぼすことは認められません。
16	〇公募要項 19ページ 地積測量図 貸付予定地(地番550-1)の境界点座標を示してほしい。	境界点座標に関してお示しできる資料は、公募要項19ページの地積測量図となりますので、こちらで御確認ください。